

(目的)

第1条 本学は、その教育・研究水準の向上を図り、学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社女子大学学則第2条第1項、同志社女子大学大学院学則第1条の2第1項及び同志社女子大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第3項の規定に基づき、本規程を定め、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

(自己点検・評価体制)

第2条 本学の自己点検・評価活動は、内部質保証推進規程第4条第5号の規定に基づき、同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）が統括する。

2 学部及び大学院研究科は、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うため、当該学部又は研究科名を付した個別の自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 同志社女子大学事務機構規程第1条に規定する部（以下「本学を構成する部」という。）は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(自己点検・評価事項)

第3条 本学は、次の事項について自己点検・評価を行う。

- (1) 大学の理念及び目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程及び学習成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員及び教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等の環境
- (9) 社会連携及び社会貢献
- (10) 大学運営及び財務

2 前項の各号に係る点検・評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進委員会が設定する。

(自己点検・評価の実施方法)

第4条 自己点検・評価は、前条第2項により定める点検・評価項目等について実施する。

2 自己点検・評価は原則として毎年行う。

3 学部、大学院研究科及び本学を構成する部は、自己点検・評価結果を内部質保証推進規程第7条に基づき設置する内部質保証推進運営部会に報告する。

(自己点検・評価結果の報告)

第5条 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の結果について、原則として7年ごとに自己点検・評価報告書を作成する。

2 自己点検・評価報告書を作成しない年度の自己点検・評価の結果については、自己点検・評価年報を作成する。

3 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の結果について自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報をもって学長に報告する。

(自己点検・評価結果に係る対応)

第6条 学長は、学校教育法が定める自己点検・評価結果の公表を自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報でもって行う。

2 自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

(自己点検・評価委員会)

第7条 第2条第2項に基づき学部及び大学院研究科に設置する自己点検・評価委員会は、次の事項を任務とする。

- (1) 第3条第2項に規定する点検・評価項目に基づいた自己点検・評価の実施
 - (2) 第4条第3項に基づく報告
 - (3) その他必要事項
- 2 自己点検・評価委員会は、第3条第2項に規定する点検・評価項目に加えて、独自に定める点検・評価項目に基づき、自己点検・評価に取り組むことができる。
- 3 自己点検・評価委員会は、次の者をもって構成する。ただし、必要に応じて、学部長又は研究科長が委嘱する者若干名を加えることができる。
- (1) 学部長、研究科長
 - (2) 学科主任、専攻主任
 - (3) 教務主任
 - (4) 事務長
- 4 自己点検・評価委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、学部長又は研究科長をもって充てる。
- 6 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第8条 自己点検・評価活動の所管及びこの規程に関する事務は、企画部企画課が行う。ただし、自己点検・評価委員会に関する事務は、当該学部・研究科事務室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年3月1日から施行する。